

00356

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第五百六号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
東伯郡安田村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当
するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指
定する。

昭和二十五年十月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年十月六日から

同 年十月十日まで

昭和二十五年十月五日
外 木曜日

本書ノ大サハ國定規格A五判

鳥取縣公報 毎週 曜日発行 (休日ニ當ル)
火金 曜日発行 (時ハ翌日)

昭和二十五年十月五日
外日

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可